

三重県警察本部訓令第7号

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	A 0 0 0 0
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成53年3月18日
担当係	組織・法制係

三重県警察職員の倫理に関する訓令を次のように定める。

平成23年3月18日

三重県警察本部長 河合 潔

三重県警察職員の倫理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、三重県警察職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、「職員」とは、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する警察官、事務官、技官、総括技術員、主任技術員及び技術員をいう。

2 この訓令において、「所属」とは、三重県警察本部の課、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、運転免許センター、科学捜査研究所及び警察学校並びに警察署をいう。

3 この訓令において、「所属長」とは、所属の長をいう。

4 この訓令において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、公務員が全体の奉仕者であり、一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り

組まなければならないこと。

- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第4条 この訓令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（第2条第5項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年条例第31号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び三重県行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛て人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び三重県行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 国の支出の原因となる契約に関する事務又は会計法（昭和22年法律第35号）第29条に規定する契約に関する事務及び県の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- (7) 犯罪捜査に関する事務 当該犯罪の被疑者（被疑者が法人（法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。）である場合は、その役員、従業員その他の者（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。））又はその弁護士若しくは代理人

2 前項ただし書に規定する利害関係者から除く者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当

該各号に定める者とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許を与える事務 運転免許の申請をしようとしていることが明らかである者
 - (2) 道路交通法第101条第1項に規定する免許証の更新をする事務 免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新をしようとしていることが明らかである者
 - (3) 公共事業として提供されるサービスの利用契約に関する事務 当該契約の相手方のうち、電気供給事業者、ガス供給事業者、水道事業者及び日本放送協会
- 3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（倫理監督官）

第5条 職員の倫理意識の涵養及び倫理感の^{かん}高い組織風土の醸成を図るため、三重県警察倫理監督官（以下「倫理監督官」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

2 倫理監督官は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員に対する指導教養を行うこと。
- (3) この訓令の規定に反する行為があった場合には、その旨を本部長に報告すること。

（倫理指導官）

第6条 前条第2項に掲げる倫理監督官が講ずる措置を補佐するため、三重県警察職務倫理指導官（以下「倫理指導官」という。）を置き、所属長をもって充てる。

2 倫理指導官は、この訓令に規定する事項の適正な運用を図るため必要があるときは、倫理監督官に相談するものとする。

（禁止行為）

第7条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第8条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第9条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返す

受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法（昭和29年法律第261号）第38条第1項の許可を得てするものを除く。）をする場合は、当該行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないようにしなければならない。

(倫理監督官及び倫理指導官への相談)

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合等には、倫理指導官（倫理指導官にあっては、倫理監督官）に相談するものとする。

(信用失墜行為)

第12条 職員がこの訓令の規定に反する行為を行った結果、職の信用を傷つけたと認める場合は、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。